

# 第2次伊賀市総合計画 第3次計画を策定しています

総合計画とは、市のこれからのあ  
るべき姿とそれを実現するための考  
えや方向を示し、総合的・計画的に  
まちづくりを進めるための基本的な  
指針となる計画です。

第2次伊賀市総合計画は、めざす  
市のすがた（将来像）やまちづくり  
の基本理念・政策を示す「基本構想」  
（平成26年度からおおむね10年間）  
と、基本構想に掲げる将来像を達成  
するため、まちづくりの政策に基づ  
き実施される施策や事業を示す「基  
本計画」で構成しています。

基本計画は、これまで第1次計画  
（平成26年度から平成28年度）、第  
2次計画（平成29年度から令和2年  
度）を策定し、さまざまな施策、事  
業に取り組んできました。

現在、令和3年度から令和6年度  
までを計画期間とする第3次計画の  
策定を進めています。



## 第3次計画の体系



### ◆これからの課題◆

社会情勢の変化に伴い、次のよう  
な課題があります。

#### ○人口減少の抑制

本格的な人口減少社会を迎える中、  
これまでも人口減少に「歯止めをか  
ける」視点を持って取り組みを進め  
てきましたが、依然として深刻な状  
況にあります。

第3次計画では、これまで以上に人  
口減少の抑制に取り組み、持続可能  
なまちづくりにつなげる必要があり  
ます。

#### ○「伊賀らしさ」の追求

経済のグローバル化が進む一方、  
大規模災害や新型コロナウイルス感  
染症拡大などによる不安が広がって  
います。その中で、人との絆や自分  
らしい生き方を追い求める人が増え  
てきています。それに伴い、地域社  
会にも新たな「つながり」や「らしさ」  
が求められるようになってきます。

今後も、市特有の地域資源を活か  
し、「伊賀らしさ」にこだわったまち  
づくりを進めていく必要があります。

持続可能な開発目標 (SDGs) の17の目標 SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



国連開発計画ホームページ

○時代・社会の変化への対応  
時代・社会の変化へ対応していくための「Society 5.0」や「SDGs」といった新しい視点を取り入れた取り組みを進める必要があります。  
また、コロナ禍により明らかとなった行政分野のデジタル化・オンライン化の遅れなどへの早急な対応が必要です。  
※ Society 5.0: 情報社会に続く最新テクノロジーを活用しためざすべき未来社会の姿  
※ SDGs: 2015年に国連総会で決められた、2030年までにめざすべき17の持続可能な開発目標

◆計画のテーマ◆

これらの課題を踏まえ、第3次計画では基本構想の将来像である「ひとが輝く、地域が輝く」伊賀市に向けた総仕上げとして、次の3つのテーマを掲げます。

I 市政のバージョンアップ(新たな日常・新しい生活様式の確立)

コロナ禍で明らかとなった課題などに対応できるように、柔軟かつ的確な行政運営を進めます。

また、住民サービスを向上させるために、行政のデジタル化をはじめとする社会環境の整備を行い、「新たな日常」に向けた「新しい生活様式」を確立し、「市政のバージョンアップ」を図ります。

II さらに「誇れる・選ばれる伊賀市」へ  
加速化する人口減少などの課題に取り組む計画である「伊賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を一体化し、「来たい・住みたい・住み続けたい」伊賀「づくり」に向け、地方創生の推進に取り組めます。

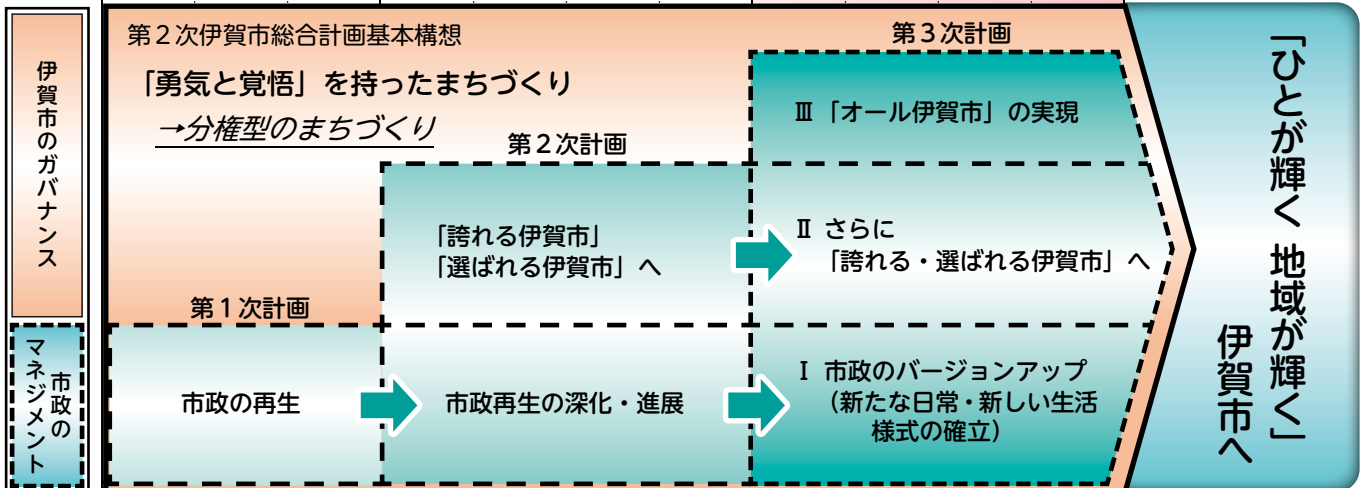
III 「オール伊賀市」の実現

伊賀市自治基本条例に基づきまちづくりの基本理念に則ったこれまでの取り組みを継承しつつ、「SDGs」の視点を取り入れ、経済・社会・環境に関わるさまざまな課題を解決するために、住民自治協議会をはじめとする多様な主体との連携により、誰一人取り残さない持続可能な伊賀市を実現します。



第3次計画が  
令和3年度からスタート!

2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------



## 第3次計画 施策一覧

第3次計画は、①健康・福祉、②生活・環境、③産業・交流、④生活基盤、⑤教育・人権、⑥文化・地域づくり、⑦計画の推進の分野別に、39の施策と具体的に取組み108の基本事業で構成しています。

### 健康・福祉の分野

〈施策キーワード〉 〈協働によるめざす姿〉

地域共生社会づくり	助け合いや支え合いにより、住み慣れた地域で自分らしく暮らす
医療	身近なところで安心して医療を受けることができる
健康づくり	生涯を通じ、健康に暮らすことができる
高齢者支援	高齢者が、生きがいを感じながら安心して暮らすことができる
障がい者支援	障がい者が、自分らしく安心して暮らすことができる
子育て・少子化対策	子どもを安心して産み、育てることができる

### 生活・環境の分野

危機管理	災害などの危機に強くなる
消防・救急	火災や急病などで人命が失われないようにする
安心な暮らし	市民が安全で、穏やかに暮らすことができる
環境保全	豊かな自然環境を守り次代へ引き継ぐ
一般廃棄物	廃棄物を減らし、再資源化し、残りは適正に処理する
上下水道	安全でおいしい飲み水と、美しい水環境を守る

### 産業・交流の分野

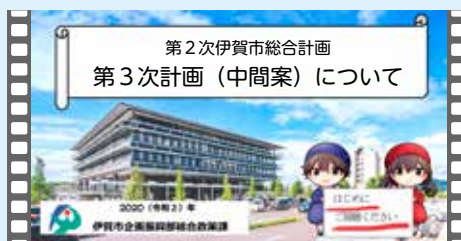
観光	観光客を呼び込み、もてなす
農業	自然と共存し、人と人がつながる農業を元気にする
森林保全・林業	森林や里山を大切にし、林業を元気にする
中心市街地活性化	中心市街地の賑わいをつくる
商工業・産業立地	地域の特性を活かし、商工業活動を盛んにする
就業・起業	働く人の意欲に応える地域ぐるみで創業を支援する

## ◆説明動画を配信しています◆

市公式YouTube「忍者市チャンネル」で、第3次計画中間案の概要について、動画を配信しています。テーマごとに複数の動画を配信していますので、確認したいテーマについてご視聴ください。



新たな日常・新しい生活様式に対応



動画は、スマートフォン、タブレットなどで、好きな時間・場所で視聴できます。

### 【動画リスト】

#### ① はじめにご視聴ください。

意見募集にあたって／第2次伊賀市総合計画とは  
／策定の流れ／ご意見の提出方法

#### ② 計画の基本的な考え方・ポイント

#### ③ 分野別施策・事業 【健康・福祉分野】

#### ④ 分野別施策・事業 【生活・環境分野】

#### ⑤ 分野別施策・事業 【産業・交流分野】

#### ⑥ 分野別施策・事業 【生活基盤分野】

#### ⑦ 分野別施策・事業 【教育・人権分野】

#### ⑧ 分野別施策・事業 【文化・地域づくり分野】

#### ⑨ 分野別施策・事業 【計画の推進分野】

## 生活基盤の分野

都市政策	適正な土地利用によりまちの魅力を高める
住環境整備	だれもが安心な住環境で暮らせる
道路	道路ネットワークによって移動がしやすい
公共交通	身近なバスや鉄道に愛着を持ち、みんなで支える

## 教育・人権の分野

人権尊重・非核平和	人権に対する正しい知識を習得する
同和問題	部落差別をなくす
学校教育	子どもたちが、未来に夢や希望を持てる
教育環境	子どもたちが、安心して学べる
生涯学習	生涯を通じ、生きがいを持ち活躍できる

## 文化・地域づくりの分野

住民自治・市民活動	住民自治活動、市民活動やボランティア活動が活発に行われる
多文化共生	国籍や文化の違いを認め、共生する
文化・芸術	豊かな感性を育む文化・芸術に親しむ
歴史・文化遺産	歴史や文化遺産を守り、未来へと引き継ぐ
スポーツ	気軽にスポーツを楽しむことができる
定住・関係人口	ファン獲得・拡大と地域への人口定着の推進

## 計画の推進

広聴広報	理解と共感につながる市政情報の共有化
財政運営	健全な財政運営
組織・人事	市民の期待に応えられる組織・人づくり
広域連携	圏域全体の活性化につながる広域的な連携
情報化	情報化による効率的な行政運営の実現
行政マネジメント	持続可能な行政運営

各施策の詳細は、市ホームページをご覧ください。

## ◆パブリックコメント募集◆

第3次計画の策定に向けた中間案に対するご意見を募集しています。

### 【閲覧場所】

- 総合政策課 ○各支所振興課
- 各地区市民センター ○市ホームページ

### 【提出方法】

住所、氏名、電話番号、件名「第2次伊賀市総合計画第3次計画中間案」、該当箇所とそれに対するご意見を明記の上、総合政策課まで。

また、ウェブフォームからも提出できます。次のURLまたは2次元コードからアクセスしてください。

<https://logofom.jp/form/KPw2/3375>

※提出いただいたご意見は、計画策定の参考とし、市ホームページなどで公表します。

※個別の回答は行いません。また、提出いただいたご意見は返却しません。

※持参の場合、各支所振興課でも受け付けます。

【受付期限】 12月18日（金）

※詳しい情報は市ホームページをご覧ください。



### 【提出先・問い合わせ】

総合政策課

☎ 22・96200 FAX 22・96722

✉ [sougouseisaku@city.iga.lg.jp](mailto:sougouseisaku@city.iga.lg.jp)